

令和元年10月1日から

岡山県の開発許可等の申請手数料を改定します

消費税率が10%に引き上げられることに伴い、次のとおり手数料を改定します。（単位：円）
この手数料額は、令和元年10月1日市町村受付分から適用します。

※この手数料額は、県が許可等を行う場合の申請手数料です。
なお、岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市の改定はありません。

○都市計画法関係

(1) 開発行為許可申請手数料（法第29条）

開発区域の面積	手 数 料		
	自己居住用	自己業務用	その他
0.1ha未満	8,900	13,010	89,150
0.1以上 0.3未満	22,030	31,050	130,220
0.3 ~ 0.6	44,070	66,110	200,350
0.6 ~ 1.0	89,150	120,200	270,480
1.0 ~ 3.0	130,220	200,350	400,710
3.0 ~ 6.0	180,310	280,500	520,930
6.0 ~ 10.0	220,380	350,620	671,200
10.0ha以上	310,550	490,870	891,600

(2) 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2）

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合計した額。 ただし、その額が891,600円を超えるときは、その手数料の額は、891,600円とする。
イ 開発行為に関する設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ開発行為許可申請手数料に規定する額に10分の1を乗じて得た額
ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為許可申請手数料に規定する額
ハ その他の変更については、10,000円

(3) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料
（法第41条第2項ただし書、法第35条の2第4項）

47,100

(4) 予定建築物等以外の建築許可申請手数料（法第42条第1項ただし書）

27,110

(5) 建築等許可申請手数料（法第43条）

敷地の面積	手数料
0.1ha未満	7,120
0.1以上 0.3未満	19,080
0.3 ~ 0.6	40,170
0.6 ~ 1.0	71,310
1.0ha以上	99,430

(6) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第45条）

開発区域の面積	手 数 料		
	自己居住用	自己業務用	その他
1 ha未満	1,800	1,800	18,020
1 ha以上	1,800	2,800	18,020

(7) 開発登録簿の写しの交付（法第47条第5項）

480

(8) 開発行為又は建築等に関する証明書（施行規則第60条）

750